

# 令和3年度 渡嘉敷村会計年度任用職員（フルタイム）の募集について

渡嘉敷村会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

## 1. 募集区分・業務内容

(1) 令和3年度渡嘉敷村会計年度任用職員（フルタイム）募集一覧のとおり

## 2. 任用期間

(1) **令和3年5月1日～令和4年3月31日**

- ・採用後1ヶ月間は条件付き採用期間になります。
- ・勤務成績等が良好な場合、令和4年度に再度任用される場合があります。  
★再度任用とは、2年目、3年目と継続して会計年度任用職員に応募し、任用されたことをいう。

## 3. 勤務条件等

- (1) 昇給：再度任用があった場合、給料月額の上限の範囲内で昇給があります。
- (2) 期末手当：2.6月分（6月：1.3月分、12月：1.3月分）  
※支給条件あり、在職月数により支給率が異なります。
- (3) 通勤手当：通勤距離が2km以上ある場合に対象です。  
（徒歩、送迎、乗合での通勤は対象外）
- (4) 休暇：年次休暇（2月後から付与）、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇等、その他特別休暇あり（有給、無給）
- (5) 社会保険・雇用保険：加入要件を満たす場合に対象となります。  
★給与月額については別紙「令和3年度渡嘉敷村会計年度任用職員（フルタイム）募集一覧」参照
- (6) 保育士については、村外から採用された方に支度金50万円を支給します。  
※但し、支給条件があります。

## 4. 提出書類

- (1) 渡嘉敷村会計年度任用職員（フルタイム）応募申込書 ※ 村役場窓口にも置いてあります。
- (2) 履歴書
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 資格等の写し（資格等を要する職種のみ）

## 5. 申込書提出から採用までの流れ

- (1) 「渡嘉敷村会計年度任用職員（フルタイム）応募申込書」の提出
- (2) 総務課において書類選考、必要に応じて面接を実施し採用内定者を決定します。
- (3) 採用内定者は、「健康診断書」を指定された期限内に提出し採用決定となります。  
※募集区分（職種）により提出不要な場合があります。

## 6. 募集期間

令和3年4月9日（金）～4月26日（月） ※郵送可（消印有効）  
※土日、祝日及び業務時間外は受付しておりません。

## 7. その他

- (1) 募集区分・募集内容については変更になる場合もあります。
- (2) 募集に関する問合せについては総務課までご連絡ください。

## 8. 提出先

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地  
渡嘉敷村役場 総務課宛て（TEL：098-987-2321）

令和3年4月9日 渡嘉敷村長 座間味 秀勝  
（公印省略）



# 令和3年度 渡嘉敷村会計年度任用職員(フルタイム) 募集一覧



## (1) 渡嘉敷村役場の募集職種

令和 3年 4月 9日

募集区分	主な業務内容	募集人数	募集要項	資格要件等	担当課
保育士	村立保育所の保育業務等	1名	<p>【勤務場所】 とかしき保育所</p> <p>【勤務形態】 月～金 7:45～18:00 (フルタイム) 1日 7時間45分、週5日勤務(シフト制、土日・祝日休)</p> <p>【報酬】 月額 150,600～ (採用までの職歴等経験年数により変動します。)</p> <p>【その他】 ※村外から採用された方に支度金50万円を支給します。 (但し、支給条件があります。)</p>	<p>1.普通自動車運転免許(AT限定可)及び同等以上の免許を有する者</p> <p>2.高等学校卒業及びそれと同等以上の資格を有する者</p> <p>3.保育士資格を有する者</p>	民生課
地域包括支援センター	地域包括支援業務等	1名	<p>【勤務場所】 渡嘉敷村地域包括支援センター</p> <p>【勤務形態】 月～金 8:30～17:15 (フルタイム) 1日 7時間45分、週5日勤務(休日勤務有り)</p> <p>【報酬】 月額 200,700～ (採用までの職歴等経験年数により変動します。)</p> <p>【その他】 ※有資格者の優先採用は①から④の順位で行います。</p>	<p>1.普通自動車運転免許(AT限定可)及び同等以上の免許を有する者</p> <p>2.高等学校卒業及びそれと同等以上の資格を有する者</p> <p>3.①理学療法士、②作業療法士、③保健師、④看護師資格の何れかを有する者</p>	民生課
一般事務員	定型的な事務業務等	2名	<p>【勤務場所】 観光産業課</p> <p>【勤務形態】 月～金 8:30～17:15 (フルタイム) 1日 7時間45分、週5日勤務(土日・祝日休)</p> <p>【報酬】 月額 150,600～ (採用までの職歴等経験年数により変動します。)</p>	<p>1.普通自動車運転免許(AT限定可)及び同等以上の免許を有する者</p> <p>2.高等学校卒業及びそれと同等以上の資格を有する者</p>	観光産業課